

## 前知事個人秘書業務費返還請求事件

訴訟物の価格 金 1,600,000円  
貼用印紙額 金 13,000円  
予納郵券代金 金 10,000円

# 訴 状

原告 寺町知正 外 11名 (目録の通り)

被告 岐阜県知事古田肇 岐阜市藪田南 2-1-1

2006年12月21日

岐阜地方裁判所民事部御中

## 請 求 の 趣 旨

1. 被告は、梶原拓、古田肇、原正之、鬼頭善徳、斉藤彰、朝倉芳夫、田代一弘に対して、連帯して、岐阜県に、金 1106万4277円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うように請求せよ。
2. 被告が、梶原拓、古田肇、原正之、鬼頭善徳、斉藤彰、朝倉芳夫、田代一弘に対して、連帯して、金 1106万4277円を支払うように請求することを怠ることは違法であることを確認する。
3. 訴訟費用は、被告らの負担とする。  
との判決、ならびに第1項につき仮執行宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第1 当事者

1. 原告は、肩書地に居住する住民である。
2. 被告は、岐阜県知事古田肇 (以下、「被告」という) である。
3. 原告らが被告に対して、不当利得返還請求もしくは損害賠償請求するよう求める相手方は、以下である
  - (1) 1989年から2005年2月まで岐阜県知事であった梶原拓個人。
  - (2) 知事は、知事部局職員の任命権を有するところ、岐阜県知事の職にある古田肇個人。
  - (3) 原正之は、従前より岐阜県副知事の職にあり、岐阜県の補助金(高額分)の決裁権限を有し、県の外郭団体「岐阜県イベント・スポーツ振興事業団」(以下、「事業団」という)の2004年度の理事長(法人代表職)を、2005年度は同事業団副会長を兼ねた。
  - (4) 教育長は、教育委員会職員の任命権を有するところ、2004、5、6年度の岐阜県教育長は鬼頭善徳である。
  - (5) 教育総務課長は、教育委員会職員の給料等の支出権限を有するところ、2004年度の県教育総務課長は斉藤彰、05、06年度と同課長は朝倉芳夫である。
  - (6) 2005、6年度の事業団の理事長である田代一弘は事業団を代表している。
  - (7) 2004、5、6年度の総務部長は、知事部局の課長より下級の職員の任命権を専

決している。が、死亡につき、相手方としない。

## 第2 本件秘書業務がなされた経緯とその内容

### 1. 個人秘書業務の実態

同事業団に出向させられた岐阜県職員(以下、「職員A」という)は、2004、5、6年度、事業団の業務と関係ない梶原前知事個人の出張の大半に随行し、講演やイベント出席の日程調整や連絡窓口を担当するなど、梶原前知事の実質的な個人秘書だった。

梶原前知事は、プロ野球有識者会議などのメンバーで東京出張が多く、職員Aは、同会議出席などの際にも随行した。企業や官公庁の幹部との懇談会やマスコミの個人取材など明らかに梶原前知事個人の活動であった。

職員Aは、愛・地球博(愛知万博)の内覧会や名古屋市内でした出張は05年3月だけで13回。同4月も18回、同5月は12回と、月10回以上は随行した。

職員Aは、梶原前知事が出席した「プロ野球有識者会議」(東京都)へ5回、公共放送のあり方などを考える「デジタル時代のNHK懇談会」(同)へ14回随行した。

いずれも事業団の「あて職」の会長の職務とは無縁な行為や内容である。

### 2. 私的組織「日本再生研究会」

(1) 梶原前知事は05年5月、「日本再生研究会」を発足させ、自ら代表に就任している。同研究会は梶原氏個人の政治団体である(監査委員の認定)。同研究会は05年6月にプロ野球や公共放送を考える会を設立している。いかに私的活動であるか、その一端を示す。

#### (2) プロ野球関係

2005年4月23日には、「プロ野球有識者会議の初会合 座長に梶原氏」と報道されている。

2005年6月27日には、日本再生研究会が「プロ野球を考える会」を設立。

日本再生研究会のWebページには、「・・・プロ野球改革に市民の声を届ける有識者会議の諮問会として、『プロ野球を考える会(村瀬恒治座長)』が6月27日、岐阜市橋本町にて開催されました・・・」とある。

#### (3) 放送関係

2005年6月27日には、日本再生研究会が「公共放送を考える会」を設立。

同Webページには、「・・・議事進行を務めた梶原代表が『ニュース番組に使用される映像が、まいにち新宿や渋谷などで面白くない。東京ばかりでなく、地方の画面や季節に応じた画面、たとえば紅葉シーズンならその時々画面を映し出すなど工夫するよう提案したところ、NHKは即座に対応してくれた。委員の皆さんもより良い公共放送に向けて、様々な立場から意見、提案を出してほしい』と切り出しました・・・」とされている。

2005年6月30日の第1回「デジタル時代のNHK懇談会」は、これはNHKの体質改善などの会議である。

その第1回会議への梶原氏の意見として、同Webページには、「・・・この懇談会は、視聴者の信頼を回復すべく、NHKの構造的・抜本的改革に取り組むべきです。従来型の『有識東京人会議』として、単なる番組の改善などで、お茶を濁す御用機関であれば全く意味がなく、そうであれば委員は辞退させていただきます・・・」とされている。

3. 梶原に随行した職員Aの随行業務の一部は以下のような実態である。

(1) 2006年4月前半

4月	3日(月)	東京区内	面談	地域経済総合研究所・役員(情報センター)
			懇談会	「樫の会」(三井倶楽部)
	4日(火)		面談	東経大教授(情報センター)
			面談	アンチエイジング幹部(別途)
	5日(水)		面談	岐阜新聞東京支社、東京中日新聞
				サンガレンクラブ総会 レセプション(スイス大使公邸)
	6日(木)		面談	地域開発研究所
			面談	水資源機構・役員 (情報センター)
			夜桜能	(靖国神社)
			祝賀会	(赤坂プリンスホテル)
	7日(金)		会議	第12回NHK懇談会(同放送センター)
	8日(土)			東洋大学経済学部研究課
				公民連携専攻レセプション(東洋大学大手町サテライト)
	10日(月)	岐阜	執務	(事業団) 随行
	12日(水)	東京区内	会議	土曜会(地方紙)
				編集局長会議(共同通信社)
			面談	全国知事会
	13日(木)		面談	社会経済生産性本部
			面談	全国町村会
			面談	行革国民会議・理事(情報センター)
			面談	時事通信社
				銀座・由庵《HP 情報では、こだわりの有機野菜の飲食店》
	14日(金)			21世紀臨調メンバーとともに語り合う会(キャピトル東急)
				(以下、略)

(2) 2006年6月前半

6月	2日(金)	東京区内	執務(情報センター)
			会合 原宿サロン(uraku AOYAMA 三井倶楽部)
			《「青山通り沿いに佇む全20室の高級会員制ホテル」》
	5日(月)	東京区内	記者発表 (日本プレスセンター)
		岐阜市内	座談会 (都ホテル)
	6日(火)	東京都内	会議第15回デNHK懇談会(放送センター)
			執務 (情報センター)
	7日(水)		面談 (NIRA)
			執務 (情報センター)
			会議 住宅・都市問題懇談会 (虎ノ門実?会館)
			会議 第5回 ???有識者会議(高輪プリンスホテル)
			祝賀会 (赤坂プリンスホテル)
	8日(木)		執務 (情報センター)

		会議 都市文化振興財団評議会(虎ノ門パストラル)
		会議 第8回みずほの国の?研究会(虎ノ門パストラル)
9日(金)	名古屋市 岐阜市	あいさつまわり オークローン社。松坂屋。中日新聞 面談 (事業団) 夜 後楽荘 《岐阜市内にありながら広大な日本庭園を有する料理店》
12日(月)	東京区内	懇談 (東京プリンスホテル)
13日(火)		取材 読売新聞 (情報センター) 執務 (情報センター)
14日(水)		会議 第3回 文化観光懇談会(国交省) 「日本市民会議 結成大会」(国技館)
15日(木)		執務 (情報センター) 会議 第13回 水の研究会(水?分室) 会議 三木会 (ラピロス六本木)
16日(金)		シンポジウム 「元気な120才を創る会」(六本木ヒルズ)
17日(土)		第1回アンチエイジング国際シンポジウム&エキスポ東京 (グランパシフィック メリディアン)

(以下、略)

#### 4. 明らかに個人秘書

岐阜県庁の裏金事件(後述)に関して、事件の発覚した2006年7月5日以降、梶原拓前知事には新聞、テレビ、雑誌などの取材や面会要請が殺到した。9月6日の会長の辞職まで、前知事の裏金責任を問う取材や会見などに関しても、当該の秘書が公務として対処していた。

#### 5. まとめ

以上のとおり、本件秘書業務は、徹頭徹尾、民間人としての梶原個人の私的活動における秘書業務であった。

### 第3 本件支出

#### 1. 財源や支出の背景

(1) 同事業団は、岐阜県のほぼ100%出資であり、毎年度の事業費は、岐阜県からの補助金と委託料でまかなわれている。毎年度、残余が生じた場合は、その全額は岐阜県に返還されるべきものである。

#### (2) 事業団へ派遣した当該職員の給料・扶養手当・期末手当等

当該職員は、2005年(平成17年)3月2日付けで知事部局より教育委員会へ出向を命じられ、同日付けで、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づき、教育委員会と事業団との間で「職員派遣に関する取決め書」(以下「取決め書」という。)を締結し、事業団へ派遣されたものである。

この「取決め書」の第3条において、派遣職員が従事すべき業務として、次のとおり規定されている。

- 「 一 産業・文化・スポーツ等のイベント・コンベンションの誘致及び開催
- 二 生涯スポーツの振興及び競技力の向上に関する事業の実施
- 三 一及び二の事業の推進に関する情報の収集及び提供
- 四 岐阜メモリアルセンター等の県から委託された施設の管理運営
- 五 県から委託された各種スポーツに関する事業の実施 」

また、派遣職員の報酬については、「取決め書」第4条において、給料、扶養手当、調整手当（給料及び扶養手当に係るものに限る）、住居手当、期末手当及び寒冷地手当は県が全額支給することと規定している。その他の報酬、旅費の支給及びその他の費用弁償については、事業団が支給することとなっている。

## 2. 旅費や出張に係る諸手当（事業団にからの支出）

職員が随行した出張は、05年3月～06年8月に計204回で、旅費は約203万2096円、宿泊費は58回で55万0490円、出張の日当34万5122円、出張などにおける時間外勤務への手当180万9296円の合計で473万6994円。

なお、梶原前知事の旅費は、05年3月分の5万1180円を除いては同氏個人（一部は行事等主催者）が負担した。

よって、以上の合計は、478万8174円である。

（なお、情報公開された諸支出資料の記載に関して、未解明な部分が一部存する）

## 3. 諸経費（事業団からの支出）

05年3月～06年9月に梶原分に使用した公用車のガソリン代40万8228円、有料同通行料等4万8750円、職員Aの秘書用携帯電話使用料26万9125円で、以上の合計は72万6103円である。

## 4. 給料や期末手当など（岐阜県教育委員会からの支出）

職員Aが随行した出張に関して、05年3月～06年9月の期間中の勤務可能日数は実質三百数十日程度であるから計二百数十回の出張随行ということは、その事前の準備や調整、事後の用務の存在などを考えれば、ほとんどすべて、平日の事務室においても、「梶原個人秘書」であったというしかない。即ち、職員Aへの給与・期末手当等は、「梶原個人秘書」としてのものというべきである。

職員Aに関して、職員個人への支給額の詳細は（従来の情報公開制度では）県民には開示されないから知ることが不可能であって、支出された仔細な額は、監査委員の認定に委ねたが、監査委員は個人情報であるとして具体的に示さなかった。費目は、「給料、扶養手当、調整手当（給料及び扶養手当に係るものに限る）、住居手当、期末手当及び寒冷地手当」（監査委員結果）である。

原告は、推測が行いやすい給料及び期末手当に関して、控えめにして、その総額のうち約6割程度が「梶原個人秘書」として不法に流用された「勤務」の相当分であると推定し主張する。時間外勤務手当の時間給のデータ（約2260円/時）から推測した給与月額は約39万円である。

$39\text{万円} \times 18\text{ヶ月} \times \text{期末手当} 1.32 \times 0.6 = 555\text{万円}$

その他の諸手当は判明しだい、その約6割程度が本件に加算されるべきである。

よって、当面推測できる、私的秘書業務に流用されたとみるべき職員Aの人件費の支給総

額は約555万円とすべきである。

6. 以上、職員Aの個人秘書業務に関して支出された公費の総額は、次のようである。

(前記の2項+3項=)551万4277円+(4項)555万円=1106万4277円

#### 第4 本件支出の違法性

##### 1. 本件任命権の行使における違法

###### (1) 任命権者と職員の責務

地方自治法第172条第1項は「前11条に定める者を除く外、普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く」、第2項は「前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する」、4項は「第1項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除く外、地方公務員法の定めるところによる。」とされる。

地方自治法第173条第1項は「前条第1項の吏員は、事務吏員及び技術吏員とする」、第2項は「事務吏員は、上司の命を受け、事務を掌る」とされている。

地方公務員法は、(任命権者)第6条で「地方公共団体の長・・教育委員会・・任命権者は・・この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする」とされ、(服務の根本基準)第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」、さらに(職務に専念する義務)第35条で「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされている。

###### (2) 本件任命権の行使の経過

ア. 事業団に関して、梶原拓前知事は知事在任中から「あて職」としての会長職にあつたが、2005年2月の知事退任後、同年3月2日付けで原正之理事長により非常勤の会長に任命された。その後、県の裏金問題で公職からの離職を勧告されて会長を辞す06年9月6日までの間、当職にいた。

梶原前知事に同事業団の会長としての業務はほとんどなかったし、実際、同事業団に梶原前知事の出勤の記録も執務の記録もない。

イ. 職員Aは、2000年度まで知事部局の地域県民部地域計画政策課、01年度～03年度は知事公室秘書課に在籍、04年度は健康福祉環境部健康政策課に在籍した。しかし、同課に1年も在籍しない途中の05年3月2日付けで、知事を任命権者とする知事部局から(同事業団を所管する)教育委員会に異動、直ちに、任命権者の教育長から同事業団に出向を命じられた。

###### (3) 派遣法に違背する

本件業務をさせる目的で出向させたことは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下、「派遣法」という)第1条「地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する・・地域の振興、住民

の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」との規定に違背している。

(4) 前記ほかの各定めからすれば、県の職員及び事業団が準用している県の緒規定に従って県から運営の補助や委託などをするべく従事する事業団の職員、特に出向職員は、「勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」(地方公務員法の職務専念義務)のである。

(5) かつては知事であったとはいえ、すでに民間人である梶原個人の政治活動や私的な行為に関して、「県」もしくは「事業団」の公務であるとする事は不可能である。

結局、本件は、県の職員の職員をして派遣法第1条等に違背し、地方公務員法第35条に違背することを承知の上で業務をさせた違法な任命行為である。

## 2. 先行行為(任命行為)の違法は後行行為(本件各支出)の違法を導く

### (1) 違法性の承継

違法性の承継とは、二つ以上の行政行為が段階的に行われた場合に、先行する行政行為の違法性が、それを前提とする後行の行政行為の違法事由となることをいう。

二つの行為が先行行為と後行行為の関係にある時、先行行為としての非財務会計上の行為が違法なら後行行為としての財務会計上の行為も違法となる。先行行為が後行行為の直接の原因をなすものである場合、または、先行行為と後行行為が密接不可分ないし一体の関係にある場合には違法性の承継が認められる。

(2) 本件は、結局、2005年2月の梶原知事の退任のころ、同氏が「(本件)事業団の会長として秘書をよこせ」と要求したことで、本来あってはならないことであるが、県幹部や人事関係者らが致し方なく県職員のあてがい(即ち関連支出)を承知したものである。

もし、仮に、そうでなければ、県職員らが率先して「職員を提供」しただけである。

違法な目的の人事に基づく任命行為(先行行為)、つまり、岐阜県と事業団をあげて、職員Aをして梶原個人秘書業務に従事させたことは違法な人事であり、これに起因もしくは一体不可分な財務会計行為としての本件各支出(後行行為)は、そもそも違法な支出である。

## 3. 旅費及び超過勤務手当等に関する規定への違背

### (1) 地方自治法および条例

地方自治法第204条第1項は、「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及び・・・常勤の職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない」、同第2項「普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、・・・手当を支給することができる」、同3項は、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」として各種給付を条例で明記・規定することを定めている(給与条例主義という)。

第204条の2は、「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基かずに、これを第203第1項の職員及び前条第1項の職員に支給することができない」としている(第203第1項の職員とは、県議や各種委員など非常勤職員)。

この規定を前提に、県費が負担すべき職員の職務に関して支給することができる。

この制度の目的は、その支給基準が条例によって定まることにより、支給の対象となる職

員の身分が安定する効果を有するという面もある。

(2) 事業団の規定では、旅費や時間外勤務手当等の多くが、岐阜県の規定を準用することとされている。

(3) 本件では、県あるいは事業団の正当な職務とはいえない私的業務へ従事させたのだから、旅費や給与、手当などに関する諸規定の適用を受けることはできず、本件支出の根拠を欠く支出として違法な支出である。

#### 4. 地方自治法及び地方財政法の原則への違背

本件支出は、地方自治法第2条第14項（最小経費で最大効果を挙げなければならない原則）に違反し、地方財政法第4条（必要かつ最小限度を越えて支出してはならない原則）に違反する。

#### 5. 地方自治法第2条の第15項及び第16項への違背

本件人事及び関連支出は、地方自治法第2条第15項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める・・・」、同第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない・・・」とされていることに違背している。

#### 6. 地方自治法第2条の第17項への違背

同第2条第17項は「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とされているとおり、本件任命行為も財務会計行為も無効というべきである。

7. 本件人事や支出は、社会通念上も許されない。

8. 本件支出は各法令に違背する違法な支出である。事業団を省略して考えれば、単に、退任した前知事の個人秘書を県費で負担し続けた、という構図である。

### 第5 岐阜県の損害

#### 1. 旅費等

旅費などや時間外勤務手当など出張にともなう経費、秘書業務に伴う携帯電話通話料、ガソリン代、有料道通行料などの支出は事業団の被補助業務とは到底なり得ず、支出の根拠を欠く違法なものであって、同事業団の損害である。同事業団の損害は県の損害である。

#### 2. 給与等

本件においては、「個人秘書」業務の部分に対する給料・手当等の支出は、県の公務に対するものとは到底なり得ないことであるから、支出の根拠を欠く違法な支出であり、県の損害である。

### 第6 不法行為責任と返還義務

#### 1. 公私混同の前知事と岐阜県庁の体質

##### (1) 梶原前知事の不当な利得

梶原前知事は、本来は個人で負担すべき「梶原個人秘書」の諸業務を、県あるいは事業団の公金及び職員をして賄わせたのだから、随員の出張等経費や日常人件費相当を「受益」（他人の財産または労務により利益を受けること）していることは不当利得である。

よって、本件すべての損害に関して、梶原拓には、第一義的に不当利得返還あるいは損害賠償義務がある。

(2) 岐阜県庁で長年にわたって裏金が作られていたことが、2006年7月5日に明らかとなった。そして、2006年7月以降の県による裏金作りの経緯の解明が進み、前知事は、現知事から事業団会長を辞するよう求められ、9月6日に辞した。

梶原拓前知事は、知事時代は「岐阜県には裏金はない」と表明し続けていたが、2006年8月8日に自ら設定した会見において、「1989年(平成元年)知事就任当時は、裏金づくりは半ば公然の秘密となっていた。十分承知していた」と認めた。その認識に加え、1981年度は建設省大臣官房会計課長も務めて国の会計に熟知していたこと、梶原氏が知事就任前の1977年から2年間県企画部長、1985年(昭和60年)からは副知事を務めたことからすれば、1989年の知事就任以前の岐阜県においても裏金作りがなされていたことを十二分に認識していたと断定することに不合理はない。

森元恒雄前副知事も、知事の考えによる隠ぺいを認めている。

本件裏金作りが県庁ぐるみの事態であったからこそ、その責任は看過しがたい。

この公私混同、公金意識の欠如の岐阜県庁、県職員らの体質が、本件個人秘書業務の県費負担という事件の根本にある。

## 2. 知事の責任の原則

(1) 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する者であり(地方自治法第147条)、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い(同法第138条の2)、予算の執行、地方税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収、財産の取得、管理及び処分等の広範な財務会計上の行為を行う権限を有し(同法第149条)、予算を調整し議会に提出する権能がある(同法第211条1項)。したがって、当該長は、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものであるといえる。

当該長は、当該地方公共団体から委任を受けた者として、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負っている(同法148条、149条)。

また、普通地方公共団体の長は、補助機関たる職員に対して一般的な指揮監督権を有し(同法第154条)、会計事務を監督する義務を負う(同法149条5号)。

以上述べたところから、当該長が一定範囲の財務会計上の行為を委任した場合であっても、当該長はその財務会計上の行為の適否が問題とされている代位請求住民訴訟においては、当該職員に該当するというべきであり、当該長に民法上の不法行為責任があれば、当該長は地方公共団体に対し損害賠償義務がある。

(2) 本件は、任命権者らが合意して、前知事への不正な厚遇・公費負担を承知して違法な人事をなし、事業団とは無関係なことに職員を就労させ、給料や諸手当を支給し、出張旅費や諸手当を迂回支給したものである。知事には、故意または著しい過失があり、本件すべ

ての県の損害の賠償義務を負う。

### 3. 県職員らの責任

(1) 任命権者である知事や教育長ら関係者が合意の上で、梶原前知事に「個人秘書」を提供するために県職員を迂回配置したことには、故意または著しい過失がある。同配転処置を仕組んだ関係者の責任は重い。

#### (2) 人事に関して

ア. 副知事原正之は、事業団の04年理事長として、梶原及び職員Aの本件初発の人事を行ない、教育長鬼頭善徳は、本件迂回人事を行った。よって、本件違法な人事の責任を負うから、原正之及び鬼頭善徳は、本件違法な支出のすべてに関して賠償義務を負う。

イ. 事業団の田代一弘は、05、06年理事長として事業団人事を行ったから、該当年の支出について賠償義務を負う。

#### (3) 給料・期末手当等の支出に関して

教育長鬼頭善徳及び04年教育総務課長斉藤彰、05、06年度と同課長朝倉芳夫は、給料・期末手当等の支出の権限を有する。よって、職員Aの給料・期末手当等の該当年の支出に関して責任を負う。

#### (4) 事業団への補助金からの旅費や諸手当の支出に関して

ア. 副知事原正之及び教育長鬼頭善徳は、本件補助金の決済の権限を有するから、本件旅費や諸手当等の事業団の本件支出のすべてに関して賠償責任を負う。

イ. 2005、6年度の事業団の理事長である田代一弘は事業団を代表しているから、該当年の事業団の本件支出のすべてに賠償責任を負う。

### 4. まとめ

本件損害の補填について、経緯からすれば梶原拓が全額を返還・賠償すべきである。

もし、他の者に有責を認定するなら、本件人事や関連支出に関与した県職員ら並びに事業団幹部が連帯して、返還・賠償すべきである。

不法行為によって生じた同事業団の損害について、全額を補助あるいは負担している岐阜県としては、岐阜県知事あるいは教育長が同事業団に損害賠償請求、もしくは(当時の)代表であった梶原前知事個人に対して不当利得返還請求もしくは損害賠償請求すべき義務を負う。

同事業団が梶原前知事個人に対して同様の義務を負うともいえる。

以上のことから、原告は、請求の趣旨一として地方自治法第242条の2第1項4号の請求をする。

### 5. 遅延損害金

本件秘書業務遂行と経費支出に悪意があることは疑いないから、少なくとも民法規定の年5%の遅延損害金をつけて返還すべきである。

## 第7 被告が損害の回復を怠る事実の違法確認

本件違法な支出により岐阜県に損害が生じているから、被告は関係者らに損害賠償請求もしくは賠償・返還命令しなければならない。損害賠償請求権は「財産」に当たるところ、被告が請求権を行使していないことは、被告の「財産の管理を怠る事実」として違法である。

知事及が返還・補填を実現させない場合は、知事の財産の管理を怠る事実として違法である。その場合は、不法行為に基づく岐阜県の損害を放置するものとして、知事個人が弁済すべきである。

本件支出に関して財産の管理を怠る事実の違法があるから、原告は請求の趣旨一2につき地方自治法第242条の2第1項3号に基づき、違法確認を求めるものである。

## 第8 住民監査請求の前置と本件請求の特質(正当理由の存在及び期間制限の無いこと)

### 1. 住民監査請求の前置

原告は、2006年10月2日に住民監査請求した。が、監査委員は11月30日に却下、棄却した(甲第1号証)。

### 2. 財務会計行為としての正当理由の存在

(1) 地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、当該支出から1年を経過した時は住民監査請求できないとされるところ、本件において住民監査請求した2006年10月2日の1年以前分、つまり、2005年3月から2005年10月1日までの財務会計行為に関して、本件事実は、到底県民が知ることができないよう秘密にされてきたのであるから、住民監査請求が1年を途過したことには正当理由がある。

#### (2) 速やかに情報公開請求した

本件住民監査請求で監査委員が、本件退職金支出の額や相手方を明らかにしない可能性もあったことから、請求人の一部は、9月22日に、岐阜県に情報公開請求した。

#### (3) 正当理由に関する最近の判例

平成10年(行ツ)第69号平成14年09月12日最高裁判所第一小法廷判決(判例集56巻7号1481頁)は、以下である。

「・・・各支出は、市議会の議決を経た上昭和63年度市一般会計予算から種別、科目及び支出理由を明らかにしてされていること、上記各支出に係る支出決定書及び支出命令書が虚偽文書であるということとはできないこと、本件各支出金の使途は領収書及び第1審被告Aが京都市会計規則に準じて作成した金銭出納帳によりおおむね明らかにされていることからすると、上記各支出が秘密裡にされたということとはできない・・・」との高裁判決を破棄し、次のように判示した。

『正当理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである(最高裁昭和62年(行ツ)第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照)。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも

同様であると解すべきである。したがって、・・・客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。・・・平成元年12月12日、毎日新聞及び朝日新聞は、同月11日開催の市議会普通決算特別委員会において・・・不明朗な支出である旨が指摘された事実を報道したこと、・・・同月13日、京都新聞は、同月12日開催の市議会厚生委員会において・・・不明朗な支出である旨が指摘された事実を報道したことが明らかである。

そうすると、遅くとも平成元年12月13日ころには、市の一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべきであり、第1審原告らが同日ころから相当な期間内に監査請求をしなかった場合には、法242条2項ただし書にいう正当な理由がないものというべきである・・・」としている。

この判決等を根拠に東京地方裁判所 平成18年06月16日平成16(行ウ)204違法公金支出金返還(住民訴訟)請求事件は、情報公開制度との関連で次のように判示した。

「東京都の住民がある財務会計上の行為について同条例に基づく開示請求をするのが相当であると考えるべき事情、又はそのように考えるべき端緒となり得る事情が存在しないにもかかわらず、当該住民が当該財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をしていなければ、当該住民が相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのは、住民に過度の要求をすることになり、ひいては財務会計上の行為の法適合性の確保の要請を害することとなり妥当ではない。

一方、東京都の住民が、マスコミ報道等によって受動的に知った情報も含め、東京都情報公開条例に基づく開示請求をする端緒たり得る情報を有していたにもかかわらず、開示請求をしなかった場合にまで『正当な理由』があると解するのは、財務会計上の行為の法的安定性を確保しようとした地方自治法242条2項の趣旨に反することになる。

そこで、財務会計上の行為の法的安定性の要請とその法適合性の確保の要請との調和を図るといふ地方自治法242条2項ただし書の趣旨を考慮すると、東京都の住民が東京都情報公開条例に基づく開示請求をする端緒となり得る程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたような場合には、当該行為に関する公文書の開示請求をすることもまた、相当の注意力をもってする調査の範囲内に含まれるというべきである。」

#### (4) まとめ

以上、岐阜県の任命権を有する職員らの談合ともいふべき、不正な意図をもって人事権を乱用し、知事の秘書課に過去に在籍した職員を、わざわざ退任した前知事の任意かつ随意的私的行為に随行させることをなし、給与等を岐阜県が直接支弁し、旅費等については岐阜県が委託料および補助金を交付しているうちの補助金から支弁させたことは、県民が知ることができないように秘密裏にされてきたのであって、06年9月20日21日の新聞報道ではじめて明らかになったのだから、住民監査請求の期間が途過したことには正当理由がある。

かつ、報道を知ってから後の速やかな期間といえる10月2日に住民監査請求しているから、判例に照らしても、要件は満たしており不適法は無い。

### 3. 怠る事実に関する請求には期間制限が無い

県職員の任命権を有する知事やその補佐の副知事、教育長らが、地方自治法や地方公務員法、派遣法等の定め反して県の公費の支出に値する公務ではないことへの人件費及び旅費

など関連支出をなさしめたのであるから職員には、不法行為責任がある。

本件住民監査請求には、「公金の支出」という個別の財務会計行為についての請求とともに、このような不法行為に基づいて、支出の根拠のない「人件費や旅費等」を支給し、梶原拓が不当利得(転得)したことによる岐阜県の損害の回復を怠ることについての請求があるところ、後者の怠る事実の回復の請求には期間制限は及ばない(最高裁第3小法廷平成14年7月2日判決平成12年(行ヒ)第51号、同第1小法廷判決平成14年10月3日平成9年(行ツ)第62号等)。

よって、本件請求はすべて正当・適法なものである。

#### 添付書類

別紙—岐阜県職員個人秘書業務支出金の状況

別紙—原告目録

甲第1号証 2006年11月30日付け

岐阜県監査委員の監査結果通知(原本あり)

以上